

学部学生対象のハラスメント研修会が開催されました



去る7月11日(金)午後4時
20分から6時まで、文系総合
研究棟 306 教室を会場に、教
育学研究科・学部ハラスメン
ト防止委員会の主催で、学部
学生対象のハラスメント研修
会が開催されました。

講師の吉武清實教授からは、豊富な事例に基づいて、「セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメントとは何か、どう対処したらよいか」について、わかりやすく、役立つお話をいただきました。以下に、ハラスメント委員会がまとめた講義の骨子を掲載します。

<講義の骨子>

◎ハラスメントとその事例、ハラスメントにあったら

- ・ハラスメントは人権侵害であり、精神的な暴力である。
- ・ハラスメントは、指導関係に説明、合意のコミュニケーションを欠くとき、期待し期待されすぎる関係から、飲酒等による自分の言動のコントロールを失う等の状況で起こる。
- ・研究室、ゼミ、サークルはその密室性からハラスメントが起こりやすい、チェックを受けにくい環境となる危険性をもっている。
- ・研究室、ゼミ、サークルを閉じた場にしない工夫や相互尊重の空気のある場にする必要がある。教員は(サークルの学生も)、自分の持つ「力」の自覚をすること、マネジメントを学ぶことが必要である。
- ・大学でハラスメントにあったときは、①早めに相談や訴えをしよう。友人に話したり、相談窓口や学生相談所、委員会などに出来事を報告し、相談をしよう。②なんか変だという感覚を大事にしよう。③ハラスメントやいじめについて出来事を記録しよう。日時や場所、いわれた言葉、自分がどう感じたかなどを書きとめておこう。④メモ、手紙、FAX、メールなどのいじめだと受け取れる文書はコピーをし、家に保存しておこう。⑤相手にハラスメント行為を止めるように言う場合には、一人でではなく、複数で言いに行こう。

◇セクシャルハラスメントになりうる例：①交際や性的関係を強要する、②出張や学会への同行を強要したり、出張先で不必要に自室に呼ぶ、③性的噂や卑猥な冗談を交わす、④身体や髪、服に不必要に接触する、⑤容姿、体型、化粧、服装等身体的特徴を話題にする、⑥執拗に食事やデートに誘う、自宅に送迎しようとする、贈り物、電話、手紙、メールを繰り返す、⑦卑猥な写真や文章をわざと見せたり、パソコンに卑猥な画像を表示する、⑧身体の上から下まで執拗に眺め回したり、目で追ったりする、⑨酒席の場で隣に座ることやお酌、チークダンスなどを強要する。

◇アカデミックハラスメントになりうる例：

- ①修学・教育上の権利の侵害；ア) 教育指導の不当な拒否・放置(求められた教育的指導を正当な理由なく拒否する、放置する)、イ) 修学上の不当な要求(常識的に不可能な課題の

達成を強要する)ウ) 自由な進路選択の侵害、脅かし(他大学、他研究科、他研究室への進学や異動を許さないと発言する)、個人の選択による就職先に対し不当な介入を行う、有力な知人がいるので就職を左右できるなどと発言する)、ウ) 不当な評価及び発言(成績の不当な評価を行う、評価に無関係なことを評価に結びつける発言をする、自分一人の権限の範囲外のことにもかかわらず、「卒業させない」などの帯や瑕疵の発言をする)

②研究上の権利の侵害:ア) 研究活動の不当な制限や要求(設備などの使用を不当に制限する、研究発表活動を制限する、経済的に困難な学会活動を要求する)、イ) 業績やアイデアの不当な帰属(研究への貢献度と乖離した著者構成を強要する、個人的なアイデアによって開始した未発表研究を他者に発表させる)

◇権利の侵害や不適切な言動による脅かしの例

①人格を全面的に否定する発言(「お前のような無能な人間は大学を辞めろ」など)、②修学や教育研究とは無関係の事柄について、著しく精神的に傷つける発言をする)、③教育研究とは乖離した場での私的関係や負担の要求(自分の支持する思想・宗教への関与を求める、自分の私的な活動への参加や協力を強く求める)

◎ハラスメント防止対策の組織

①東北大学におけるハラスメント相談窓口(北キャンパス学生相談所にある全学相談窓口、各部局にある部局相談窓口、学外相談窓口); 早めに相談しやすいところへいくのがよい。部局相談員は教師が兼ねているところが多いが、守秘義務があるので、相談に行ったことや相談内容が他人に伝わることはない。

②相談申立から問題解決手続までの流れ; 申し立て→全学防止対策委員会→調整(双方の主張を公平な立場で調整し解決)、調停(当事者同士の話し合いまたは調停案により解決)、調査(事実関係の公平な調査に基づき懲戒処分などを含む厳正な措置により解決)のいずれかを選択し、それに沿った解決の実現を図る。

<参加者の感想>

参加した学生のみなさんからは次のような声がありました。

- ・ 3~4年で気づいても「遅い」と感じることもある気がするので、1、2年生がこのような研修を受けられるようにしたらよいのではないかと思います。
- ・ 取り扱っているものが、セクシュアルと教育研究の2種があるなら、どちらもとりあげれば。
- ・ 周知が目的なら参加は強制にした方がよいと思います。講義は良かったですが、この内容を多くの人に伝えようとする意志があまり感じられませんでした。学部生の参加が少なかったのはそれが理由だと思います。参加人数がさびしい気がする。せっかくの機会なので、もっと宣伝し、学部生、教員に参加してもらうようにしても良いと思う。
- ・ 主にセクシュアル・ハラスメントについてだったが、他のハラスメントも知りたかった。

<ハラスメント防止委員会から>

授業担当の先生にお願いして、学生のみなさんに参加を呼びかけたりしたのですが、参加した人が少なかったのは、とても残念でした。熱心に講話下さった講師の先生にも申し訳なかったと思います。なにより、ハラスメントは教員と学生の間だけではなく、学生同士でも起こる可能性があります。今回の講話の副題でもありますが、誰もが被害者にも加害者にもなり得る自分自身の問題です。そして、起こってしまった後では、当事者だけではなく、周りの人もとても大変な思いをします。それだからこそ、予防の観点からも、このキャンパスに集う人たち一人一人に、ハラスメントとは何か、どう対処すればいいのかを早く知っていただきたいと思っています。今回は学部学生のみなさんを対象にしましたが、周知の方法や会の持ち方も検討して、また会を持ちたいと思います。ぜひ参加してください。